

令和2年第1回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

令和2年3月 3日 (開会)

令和2年3月13日 (閉会)

○議長（伊藤敏夫） それでは、次に 4 番 齊藤鉄子君の発言を許します。4 番、齊藤鉄子君。

（4 番 齊藤鉄子議員 一般質問席登壇）

○4 番（齊藤鉄子） それでは、1 点目の質問として農業振興対策について質問させていただきます。

前の伊藤議員の質問と村長の答弁に対しても私の質問がダブルようなところがありますけれども、それをあまり考えないで質問させていただきます。

村長は常に村の基幹産業は農林業であると言っております。

中でも村にとっての基幹作物は米であります。人口減少、国の政策の見直しなどを背景に高齢化や後継者不足が課題となっております。

農業委員会で農家の意向調査のアンケートを実施して、人、農地プランを見直し、そのうえで農地管理事業を活用したマッチング集積の推進をしたいとしております。

村には認定農業者が 27 経営体あります。中でも高齢化が進んでおります。5 年後、10 年後を捉えた施策が必要であります。農家の経営安定につなげるために、更なる圃場の整備、農業用排水路施設の整備、農道整備など、条件不利地域の解消を図るべきであります。農家の中には自ら圃場を拡大して、耕作しやすいように工夫しておりますが、まだまだ足りません。

また、今後、さっきもおっしゃいましたけれども、ICTなどの先進技術を取り入れるなど、効率的な生産性を確保したスマート農業も検討する必要があるのかなと思っています。

そこで、私達の役割として、今ある村の農地を後継者が耕作しやすい環境を整えることが、私達の責務であると思っております。

そのためには、村で圃場の整備を進め、耕作しやすい環境を整えることが必要であります。

中山間地域の村でありますので、できない地域もあるかもしれませんが、できる地域は早急に進める必要があると思います。国の補助金がある今が村として決断、努力すべきであります。

しかし、農家にとって農地を耕作しないことは収入が減ることにもなります。必要なことだとは理解していても、農家にとって二の足を踏んでしまうことになっております。

村として、農家が圃場整備に積極的に取り組むことができるよう、村独自の奨励金を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

村長、お答えをお願いします。

○議長（伊藤敏夫） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

日本人の主食であるコメの消費量は、一人当たり1年間の消費量は、1967年（昭和37年118.3kg）をピークに平成28年には54.4kgまで減少しています。また、毎年10万トンの減少ペースが報じられております。その原因は人口減少、高齢化に加えパンや麺類などの主食に消費が流れていることによると言われています。

平成30年産からは、国が生産数量を示す配分が廃止され、いわゆる減反政策が廃止されました。変わって、国が示す需要目安により、各農家がそれぞれ考えて米を生産するというコメ政策の大きな転換点が訪れています。

「人・農地プラン」は地域の農業を支えるため、受け手としての担い手農家と、農地所有者等の出し手について、農地の集積・集約化を進める指標として作成するものであります。このプランに位置づけられた担い手に対しては様々な助成制度が対象となっております。この「人・農地プラン」をさらに実効性のあるプランとするため、村では農家や所有者に対してアンケート調査を行い、将来に向けさらなる担い手への集積を図ることとしております。

本村の「人・農地プラン」は国の判断基準としている担い手への集積率が過半を超えているため、実質化されているとされております。しかし、今後、離農者の発生や所有者、耕作者の状況変化など予測できないことが発生することも想定されます。そのためアンケート調査結果やこれからの変化に対応して随時見直しし、さらなる実質化を目指してまいります。

後継者問題は、農業に限らず、どの業種においても深刻な問題であり、解消するためには一朝一夕では解決できないと思いますし、特効薬もないと思っています。

区画を大きくして耕作しやすい農地にすることは有効な手段であると考えられますが、そのためには、また、機械の大型化も必要になるのではないのでしょうか。また、現存の農道や用水路・排水路の付け替え工事等も発生することが想定されます。個々の農家の要望を取りまとめる機関もなく、村でそれを行うことは現状は難しいものがあります。

現在、村内の要整備圃場面積363.6haに対して、整備が完了しているのは328.5haで、圃場整備率90.3%と県平均84.5%を上回っております。しかしながら、整備された時期は、昭和30年代後半から昭和50年代初めに整備された圃場が多く、現在の大型化された機械が対応するには、ひとつが20～30aの区画では作業の効率化が上がらないことも考えられ、大区画化によってコスト縮減につながるのも理解できます。

圃場整備事業は、農地中間管理機構関連圃場整備事業が新事業として、秋田県では、令和3年度以降は原則として、こちらで採択する方針となっております。

す。内容について、一部調査費用等を除いて農家の負担がありません。要件としては、事業対象農地すべてが農地中間管理権が設定されていること、50 a 以上連担した団地で5 h a 以上であることや、農地中間管理権が15年以上であること、担い手への集団化要件や事業完了後の収益向上要件などをクリアする必要があります。

事業費の負担区分は、国が62.5%、県27.5%、市町村10%、農家0%となっております。ただし、調査測量等の一部の費用については農家の負担となります。

この新事業で、できないやむを得ない場合は、従来の事業もできないことはありませんが、これからは新事業による圃場整備事業となっていきます。

圃場整備を進めるためには村独自の奨励金制度をつくってはどうかのご意見ですが、費用負担が原則ゼロでできるまでに、有利な補助事業でありますので、農家負担となる調査測量費用等や収益の減少要因である整備中に耕作ができないための収入減少に対しては、他の自治体の事例などを参考にしながら判断検討してまいりたいと思っております。

この事業は3年の調査事業が必要であり、話し合いを通じて合意形成を図ることが必要です。このためには土地改良区の関わりが非常に重要となります。土地改良区が農家の窓口となり、事業採択の役割を果たし、事業後も水利施設の管理や更新を担うことが重要です。しかし、現在の土地改良区の体制では、厳しい状況と考えられることから、持続性のある農地利用を目指すために土地改良区の体質強化に向けて、村としても必要な支援を検討してまいります。

○議長（伊藤敏夫） 齊藤鉄子君。

○4番（齊藤鉄子） ご答弁、ありがとうございます。

大変難しいことはわかっております。村長が今おっしゃったことは私もわかっておるのですが、あえて、今後の10年後のことを想像して、今自分達ができることは何かということ、進めていきたいなと思って、少ない後継者だということは予想されます。それでも、後継者が残っておりますので、本当にその人達が耕作しやすい農地を残すことが必要であります。

それで、ICTとか、そういったのは今のところ北海道とか、大きな区画のスマート農業に対しては、そういうところでないと、現在は使われないような状態であるようであります。

それで、スマート農業に関しても問題だということは、3月1日の農業新聞には載っていましたが、それでも、これから総務省が23年までに携帯電話の電波すら入らなかった農村地帯にも5ギガのサービスを楽しむような体制になるようであります。それなので、そうすればこちらの方でも大区画のところにも、いろんなことを利用した田植え後の水管理作業などできるのではない

か。そのためにやっぱり区画を大規模に整理して、そういった対策をする必要があるのかなと思って、5年後、10年後のことを見据えた対策を今からしておかなければならないということで、質問させていただいております。

その自治体のそういった補助金とかはないということはわかっておりますけれども、村独自のそういった補助金を上小阿仁村から、うちの方ではこういったことも、後継者のためにつくったのだということ、あえてつくっていただければいいかなと思って言ったところでもあります。

ですので、時間がかかることはわかっております。この土地改良の補助金とかも、今は国の政策で、すごく力を入れてやっているようではありますが、いつなんどき出なくなるかわかりません。ですので、今から手を上げて、そういったのに調査の努力をしていただきたいと思います。すごく難しいことだとわかっておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 建設課長兼産業課長。

○建設課長兼産業課長（大沢寿） 圃場整備をすとなれば、当然、農家の方々の合意形成が必要でございます。その合意形成をどのようにして行っていくのか非常に問題になっていると思います。ある程度合意形成ができますと、あとは流れにのって来るわけでありますので、とっかかりが非常に難しいところだと思いますけれども、まず、少ない農家の方々が耕作しやすいような環境づくりというものについて、村でもいろいろ考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） 村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 大変難しいと言いますか、問題は、すぐに解決できるという問題ではないと思います。やっぱり、今課長が言ったように、農家の人方のチームワークといいますか、意見が合意されて、初めていろんな形ができてくることだと思います。いろんなケースが発生すると思いますけれども、合意形成されれば、村としても、そういうものに対して、今、齊藤議員がおっしゃったことのそういう補助金に対しても、いくらでも対応してできるわけですが、個々の対応であれば、これはやっぱり難しいと、いろんなケースがありますので、ですから、農家の人方がいろんなケースをひとつにまとまって、この村にとって、この地域の農地は必要だということをきちっと皆さんが考えを一緒にして、そしてやれるのであれば、別に村が補助金を出さないとか、そういったことはないわけですので、そういった面は合意形成をしてもらわなければ、役場の人に、みんなそれを押し付けられても、今の状態ではできないのです。

農家専門の人もないし、それを理解して取り組んでいけるというふうな状

況になっておりませんので、そういった面では、先ず農家がガッチリと将来のことを形成するための意見集約みたいなことをしていただければ、いいかなというふうに思っております。どうか、その点、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） 齊藤鉄子君。

○4 番（齊藤鉄子） はい、ありがとうございます。

農家自らからまとまって、村の方にも働きかけてほしいということは、村長の発言だったと思いますが、そのきっかけづくりをしてくださるのが村だと思っております。そこらへんをよろしく願いいたします。

それこそ、八峰町の方では、これから取り組むということでありました。また、秋田市の方でも、今、圃場整備が始まっております。八峰町の方では、農業委員会の会長が自ら、把握して、そしてまとめたというお話も聞いております。やっぱり農家自らのことも必要かと思いますが、その村からの発信も、これからよろしく願いしたいと思っております。

○議長（伊藤敏夫） はい、齊藤鉄子君

○4 番（齊藤鉄子） それでは2つ目の質問に入らせていただきます。

女性消防団員の確保ということで質問させていただきます。

上小阿仁村の消防団は、分団数が3つあり、定員は100人ですが、昨年10月1日現在では81人しか団員がおられないようでありました。少ない人数の中で、村の安全、安心のために崇高なボランティア精神にのっとり活動して下さっていることには、感謝を申し上げたいと思っております。

しかしながら、団員を募集しても団員のなり手がなくないことには、災害の際のことを思うと心配しております。そこで、男性団員の不足を補うために、女性消防団員の募集を提案いたします。他地区では一家族で団員2名、3名、もちろん女性団員も含めてですが、団員いる地域があると聞いております。

近隣市町村で女性団員がいる所は、近辺では大館と北秋田市であります。そこで北秋田市の消防本部で女性団員の実態を伺ったところ、元々は婦人消防協力隊という組織からのなりたちで、女性だけの団員は、北秋田市では13分団があったのですけれども、その13目の分団の1つとしているとのことでありました。

活動としては、火災予防運動のチラシ配り、もちろん男性団員の後方支援と言いますか、そういうのもやっているそうであります。チラシやポケットティッシュ配り、訓練大会、出初式の際のアナウンスなど、また、訓練などもしているとのことでありました。

ただ、平均年齢が55歳と高くなってきており、なり手があまりいないのが課題だそうであります。

そこで、北秋田市では、平成31年4月1日から基本団員と区分して特定の役割や活動が行えるように機能別消防団制度を発足し、消防署職員OB、消防団

OB、市役所職員、農協職員、重機オペレーターなどで構成している、そういう制度を設けているそうです。これは女性消防団員とは関係ないわけですが、北秋田市でも消防団員が少なくなっているということで、活動しやすいようにそういう機能別の消防団員制度を発足しているとのことでもあります。

そこで、村でも特定の役割や活動が行えるように制度を発足し、女性団員を募集してはどうかということでもあります。

若い世代は、仕事や子育てなど、忙しくなかなか余裕がないかもしれませんが、保育園、小中学校などのPTAを利用し、宣伝をし、団員になっていただきたいと思います。

今、集落において昔ながらの伝統行事などをやめたり、面倒なことはしたくないなどの傾向が見受けられます。個人主義に成りがちであります。各集落に女性消防団員が1人でも2人でもいることで、つながりを生み支え合いながら、安心、安全な生活を送ることができると思っておりますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤敏夫） 答弁を許します。村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 女性消防団員の確保ということで、男性の消防団員は村にはいるわけですが、人数が毎年少なくなっていると、それを補う意味でも女性の消防団員があってもいいのではないかとこのうふうな問いかけだと思います。

今、齊藤議員が申されたように、秋田県の女性消防団員がいる市町村は、全部で19あると聞いております。そのうち市が13、町村が6となっております。大館、北秋田地区の状況では、女性団員で構成する分団が、大館市に2つ、北秋田市には1つというふうになっているようであります。

議員がおっしゃっているように、活動内容は、春と秋の防火週間でチラシの配布や、消防自動車での巡回広報などの啓発活動、各種訓練での支援活動などが主なもので、直接消化活動に関わることはないようですが、火災や災害時の家族等の安否確認や、高齢者、子供、女性の避難者への対応などが期待されているようでございます。

団員の呼びかけは、広報やホームページによるほか、在籍する団員を通じて呼びかけるなど、特に男女を分けた対応はしていないようですが、なかなか新入団員が集まらないという状況も、男女とも同じようでございます。

村では、人口の減少と共に消防団員の確保が難しくなっており、火災や災害時の対応として、自主防災会や集落会、消防協力婦人会等との連携強化が必要になると考えております。

女性団員の募集については、それらのことも踏まえつつ、消防団の組織の在

り方や、女性団員がいれば担うことになるでだろう役割、人数を想定し、実際に人員確保が可能かどうかなど、村の実情に合わせた検討が必要だと思えます。

いずれにしても、そのことについて消防団の考え方を確認し、認識を共有しなければなりません。

今後、消防団長をはじめ関係者、関係機関とともに話し合いを行い、検討してまいりたいと思えます。

機能別団員として、村では今年度から、広域消防署を退職された方々や年齢により消防団を退団された方に、消防団の運営指導や後方支援をお願いするために、加入を要請してきております。女性の方にも地域の消防団に加入していただき、災害時の後方支援などお願いできればありがたいと考えておりますので、協議を進めてまいりたいと思えます。

○議長（伊藤敏夫） 4番、齊藤鉄子君。

○4番（齊藤鉄子） ありがとうございます。私は、集落の消防団員とかでなくて、機能別団員として女性消防団員を捉えた方が活動しやすいのではないかなと思えます。そうすれば、特定の役割で担えるという、そういう役割ごと、村長も今おっしゃいましたけれども、男性ではできないようなこと、女性ならではの支援もできるのかなと思っております。

それで、報酬とかも出していただけると、男性の消防団員みたいに、報酬とかも出していただけると、なんにもないよりは入りやすいのかなと思えます。それから、救急車が来る前に、その女性方達が地域にいてAEDでしたか、救命処置とかも、もし女性消防団員が講習を受けて、そういうのを操作できるようであれば、助かる、生存の確率が上がるのではないかなと、単純考えてですけども、そういったこともあるのかなと思ったりしました。ですので、もちろん消防団との話し合いも必要だと思えます。何とかご検討のほどをよろしく願いいたします。

では、終わります。

答えてくださいますか。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 今の報酬のお話がありましたので、機能別団員の報酬について説明をさせていただきます。

村で今設定している機能別団員は、消防団員を定年で退団された方、それから消防署の職員を退職された方ということで、70歳未満の方ということの設定をさせていただいております。

報酬は、年額報酬はありません。出動した際には、出動の費用弁償というかたち、そこは団員と同じ額をお支払いするというにさせていただいております。当然、身分としては、消防団員ということになりますので、公務災害補

償の方には加入しておりますので、仮に事故や何かあった時の補償は消防団員と同じように充てられるという内容となっておりますので、もし女性の団員方、機能別団員ということでやるとすると、今ある要綱の改正ですとか、また、報酬の方につきましては、その他の機能別団員の方と合わせて検討していくことになるかと思えます。

○議長（伊藤敏夫） 齊藤鉄子君

○4 番（齊藤鉄子） 丁寧なご回答、ありがとうございます。ちなみに北秋田市では、その機能別団員報酬が、年報酬ですけれども6,000円だそうです。あと、出動ごとに2,500円、それは出しているということでありました。また、女性の消防団は、今は消防団員として捉えられているようでありますので、このあと、どうするか検討したいというお話してありました。ですので、まず、よろしく願いいたします。

では、終わります。

○議長（伊藤敏夫） これで、齊藤鉄子君の一般質問を終わります。